

京都市訓令甲第 1 号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年5月2日

京都市長 門 川 大 作

第2条第6号オ中「課」の右に「(課を置かない室を含む。)」を加え、同号キ中「置かれている」の右に「室及び」を加え、同条第7号中「, 歴史資料館及び元離宮二条城事務所」を「及び歴史資料館」に改め、「事務長」の右に「, 元離宮二条城事務所にあつては総務課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)